**３．****大阪府中央卸売市場売買参加承認（更新）要綱**

第１　目的

大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）第28条の規定による売買参加の承認については、業務規程及び大阪府中央卸売市場業務規程施行規則（以下「規則」という。）に基づくほか、この要綱による。

第２　承認の区分

売買参加の承認は、次に掲げる取扱品目の部類ごとに行う。（以下「一般売買参加者」という。）ただし、青果部にあっては、近郊売場で取り扱う生鮮食料品等の売買取引に参加する売買参加者（以下「近郊野菜等売買参加者」という。）を一般売買参加者と区分して承認することができる。

|  |
| --- |
| 取扱品目の部類 |
| 青果部 |
| 水産物部 |

第３　承認基準の認定

業務規程第29条に規定する売買参加の承認基準のうち、同条第５号に規定する知識、経験等の認定は、次によるものとする。

１　法人の場合

(1)　常時継続して営業を行う店舗、加工場又は分荷施設等を有するもので、小売業者、加工業者、給食業者、消費生活協同組合その他知事が適当と認める者であること。

(2)　役職員の中に常時売買取引に参加できる者（申請に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の取引業務の経験を５年以上有し、成年である者）があること。

(3)　通常の取引単位で継続して売買取引に参加できると認められる者であること。

(4)　精算会社又は卸売業者との間に、代金の決済、支払保証等売買取引に関する特約を締結できる者であること。

(5)　一般売買参加者にあっては、資本金又は出資金が700万円以上であること。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。

(6)　近郊野菜等売買参加者にあっては、(5)に係わらず事業資金として、100万円以上有する者であること。

(7)　事業計画が適切であり、かつ卸売業者からの年間仕入額が平均的な仲卸業者の年間仕入額の３分の１以上見込まれる者であること。ただし、近郊野菜等売買参加者にあっては、卸売業者からの年間仕入額が300万円以上見込まれる者であること。

(8)　申請者が市場関係者に対し著しく遅延した支払債務のない者であること。

２　公益法人の場合

申請者が、公益法人である場合にあっては、１の(1)から(2)の規定にかかわらず、知事が適当と認める場合は承認することができる。

３　個人の場合

(1)　常時継続して営業を行う店舗、加工場又は分荷施設等を有するもので、小売業者、加工業、給食業者その他知事が適当と認める者であること。

(2)　成年であること。

(3)　申請に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の取引業務の経験を５年以上有する者であること。

(4)　一般売買参加者にあっては、事業資金として700万円以上有する者であること。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。

(5)　近郊野菜等売買参加者にあっては、事業資金として100万円以上有する者であること。

(6)　上記の他、１の(3)，(4)，(7)，(8)の規定を準用する。

第４　申請書の添付書類

規則第25条第２項各号の知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

１　法人の場合

(1)　前年度の納税証明書

(2)　当該法人のために、常時売買に参加する者の履歴書及び写真３枚（正面上半身、脱帽、4.5cm×3.5㎝、申請前６月以内のもの）

(3)　営業している業種が所轄保健所の許可が必要である場合は、その証明書又は許可証の写し

(4)　店舗等の所在地を記入した図面及び店舗等の平面図

(5)　その他知事が必要と認める書類

２　個人の場合

(1)　写真３枚（正面上半身、脱帽、4.5cm×3.5㎝、申請前６月以内のもの）

(2)　上記の他、１の(1)，(3)から(5)までの規定を準用する。

第５　売買参加者章

１　売買参加者章の着用

売買参加者（法人である場合にあっては、売買参加者章の交付を受けた者）は卸売業者の行う卸売に参加するときは、あらかじめ、届け出た所定の制帽に、交付を受けた売買参加者章を付してこれを着用しなければならない。

２　売買参加者章の返還

次の各号のいずれかに該当することとなったときは、売買参加者又はその相続人、若しくは精算人は、売買参加者章を直ちに返還しなければならない。

(1)　売買参加の業務を廃止したとき。

(2)　売買参加者が死亡し、又は解散したとき。

(3)　売買参加の承認の取消し処分を受けたとき。

(4)　売買参加の承認の更新が、認められなかったとき。

(5)　売買参加者章を他人に使用させるなど、不正な行為を行ったとき。

(6)　その他知事が必要と認めて、その返還を命じたとき。

第６　卸売に参加する場合の制限

複数の売買参加者章の交付を受けた売買参加者は、一の卸売業者が行う同一のせり売又は入札に複数で同時に参加してはならない。

第７　承認の更新の基準

売買参加の承認の更新に当たっては、次に掲げる場合、承認の更新をしないことがある。

１　一般売買参加者については、売買参加者としての有効期間内に、卸売業者からの平均年間仕入額がその取扱品目の部類に属する平均的な仲卸業者の年間仕入額の1/3 以下である場合。

２　近郊野菜等売買参加者については、売買参加者としての有効期間内に、卸売業者からの平均年間仕入額が300万円以下の場合。

第８　届出事項

売買参加者又はその相続人若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)　売買参加の承認に係る業務を廃止したとき。

(2)　売買参加者(法人である場合にあっては、売買参加者章の交付を受けた者)の氏名又は名称及び住所（店舗の所在地を含む。）を変更したとき。

(3)　売買参加者が死亡し、又は解散したとき。

(4)　売買参加者が破産の宣告を受けたとき、又は起訴されたとき。

(5)　売買参加者が市場の卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの役員若しくは使用人となったとき。

(6)　法人である場合にあっては、業務を執行する役員が、(4)又は（5）のいずれかに該当するとき。

第９　その他

知事は売買参加の承認について、中央卸売市場における流通秩序の保持と効率的な運営を図るため必要があると認めたときは、条件を付することがある。

附　則

この要綱は、昭和53年４月10日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。